

成年後見制度ってどんな制度？

成年後見制度とは

認知症のために判断能力が低下した高齢者に、次から次へと必要のない住宅リフォーム契約を結ばせる悪質な事例が多発しています。そうしたなかで注目されている「成年後見制度」は、認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない方（ここでは本人といいます）について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」など）を選任することで、本人を法律的に支援する制度です。

成年後見制度の種類

●判断能力が不十分になる前に→任意後見制度

将来、判断能力が不十分になった場合に備えて「誰に」「どのような支援をしてもらうか」をあらかじめ契約で決めておく「任意後見制度」が利用できます。

●判断能力が不十分になってから→法定後見制度

家庭裁判所によって、援助者として「成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）」が選ばれる「法定後見制度」が利用できます。利用するためには、家庭裁判所に審判の申立をします。本人の能力に応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの制度が利用できます。申立てができるのは本人、配偶者、四親等以内の親族、検察官、市区町村長などです。

成年後見人の役割

- 成年後見人の役割は本人の意思を尊重し、かつ本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって、財産を管理したり、必要な契約を結んだりすることによって、本人を保護・支援することです。
- 成年後見人は、その事務について家庭裁判所に報告するなどして、家庭裁判所の指示などを受けることになります。



成年後見制度については、お住まいの市区町の担当課・地域包括支援センターやお近くの家庭裁判所とその支所などにご相談ください。